

箱根町水道事業運営協議会議事録

出席者

委員：安藤雅章、岡部 郷、酒寄勝男、北野谷克美、中武朝子、原 三夫
町 側：町長、鳥居環境整備部長、勝俣上下水道温泉課長、勝俣副課長、
芳澤業務係長、座間工務係長、神河主任主事

進行区分	内 容
司 会	<p>本日の会議につきましては、箱根町水道事業運営協議会条例第6条第2項に、委員の過半数の出席者により、会議が成立することとなっております。本日は委員さん6名の方に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>はじめに、安藤会長からごあいさつをお願いいたしたいと存じます。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>(町長あいさつ、決算概要説明)</p>
町	<p>(町側職員の自己紹介)</p>
会 長	<p>(会長議事進行、町長退席)</p>
会 長	<p>議題1、平成24年度箱根町水道事業会計決算の状況について、町側から説明をお願いします。</p>
町	<p>(勝俣課長から内容説明後、質疑に入る)</p>
委 員 町	<p>決算書6ページ、営業収益についてですけれども、景気が回復してきたという事で、こういう良い数字がでたのでしょうか。</p> <p>営業収益が前年に比べて増えているという事で、その一方で給水人口は75人減、給水個数が45個減となっている事を先ほど説明をさせていただいたわけですが、まず有収水量が増えた事についてご説明させていただきます。用途別に申し上げますと、箱根町の場合、業務用が67%、家庭用が25%、特殊用が5%、別荘用が3%でございます。この67%を占めます業務用が、前年度より118,529 m³と大幅に増えたものですが、この増えた原因としましては、湯本で冬場に部落水等が濁り、その影響で町水を利用して頂いたというのが大きな原因になります。ですので、景気が回復して全体的に使用量が上がっていたら良かったのですが、今回についてはイレギュラーな事があって、結果として収益が上がったという事でございます。</p>
委 員	<p>それに伴ってと申しますか、同じような質問になるのですが、年間給水量の54,442 m³増になっていますよね。17ページですけれども、この理由としましては、宮ノ下が42,094 m³の増、それ</p>

町	と芦之湯が 20,258 m ³ の増、あと大平台が 13,457 m ³ の減なのですが、この宮ノ下と芦之湯が増となっている理由は何でしょうか。
会長	宮ノ下の増でございますが、こちらにつきましては大型ホテルに一時期使用して頂きましたので、使用量が大きく伸びたものでございます。芦之湯につきましては、町営温泉が造成温泉でございます。その元になります水量が増えておりますので、町水の使用量が上がっているものでございます。原因といたしましては、温泉の元になります井戸水の水位が下がってしまいましたので、町水を使用したのが原因でございます。大平台の減につきましては、リニューアルオープン準備のために一時期閉めておりました施設がありましたので、その間が減になったものでございます。また、平成 25 年度につきましても、今年 4 月に閉鎖した施設がございますので、その分、水量が減となると考えられます。
町委員	増加等の原因としてはイレギュラーな事が重なったという事ですね。
町委員	はい、そのとおりです。
町	10 ページの未収金についてですが、営業未収金が 44,862,642 円という事で、前年度と比べると 588,000 円ばかり未収金が増えておりますが、これはどのような理由でしょうか。
町委員	未収金でございますが、平成 24 年度の未収金額の内訳といたしましては、水道料金が主なものでございます。水道会計の場合、3 月 31 日で会計を閉めてしまいます。一般会計、特別会計につきましては、出納閉鎖期間といたしまして、5 月末まで過年度の収入を繰り入れる事ができるのですが、水道会計の場合は出納閉鎖期間がございませんので、3 月 31 日時点で銀行の方からお金が入ってこなければ未収という形になります。今回はその形があらわれているもので、水道料金の口座振替の引落としが 3 月 28 日にございましたが、今年につきましては、3 月 29 日が金曜日でございましたので、そのお金が 4 月になってから水道会計に入ってきたものがございますので、3 月 31 日時点では金額的には前年度より未収金が多くなっているものでございます。ただし、3 月分につきましては、650 万円ほど 4 月初めに収入しておりますので、その金額を加えた収納率としましては、97.75%という数字がでております。同じ条件で前年度と比べた場合、平成 23 年度につきましては、96.16%となりまして、率的には上がっており、未収金額も小さくなっているものでございます。水道料に関しまして、平成 23 年度現年度として、未収金は 13,956,171 円、過年度として 30,316,681 円、合計で 44,272,852 円でございましたが、平成 24 年度決算の際には、現年度は 15,227,854 円、過年度は 27,368,006 円、合計で 42,595,860 円となり、年度で金額の差を見ますと 200 万円程度水道料の未収金は減となっているものでございます。
町委員	未収金が 4,000 万円ほどありますね。その中で取れるものと取れないものが区分されると思うのですが、前回等の運営協議会の議事録をインターネットで調べさせて頂くと、取れないものが 500 万円前後あるという風にあるのですが、そうしますと、3,500

町

万円ほどは、その他だと思えます。例えば私は旅館の商売をしておりますが、売上げが取れなければ、未収金という事で営業が責任を持つのですけれど、中々取れなくて苦勞するわけです。それで回収の方法と言いますか、どういう段階でどのように行っていくのかお聞きしたいのですが。

未収金の中で、どうにもならない、お金が取れないものは500万円程度ございます。確か、前の運営協議会の際にもお話しさせていただいたのですが、過去に倒産等で回収不能のものがございます。ただ、回収不能にはなっているのですが、水道料金は税金である公債権とは違いまして、私債権となります。私債権の時効は2年となりますが、町の規則の関係で、今までは公債権と同じ5年を時効としておりました。ですが、平成24年度に規則を改正させて頂きまして、時効を2年に改正いたしました。それまでの5年と2年の間である3年間分が延々と塩漬け状態が続いております。平成24年度の倒産等で取れない分について、先ほど来、課長の方からご説明させて頂いた中に不納欠損分として300万円程度の処分が費用のところであったと思うのですが、それ以外に500万円ほど倒産のものがございます。また、時効の問題で、これはもう取れないとわかっているものでも、2年間は時効成立までおいておかなければいけないものがございましたので、凍結状態のものが確実なもので約500万円あるわけでございます。この決算においても約500万円ありますので、平成25年度決算の際に処分させて頂きたいと思っているものでございます。その他のものではどのような未収があるかと言いますと、水道ですと、アパートやマンション等をお借りになった場合、住民票のある、ないに関わらず、水を供給いたしますので、その後、使用者がどちらかにお引越しくなってしまうと、住民票を追うと言っても、住民票を置いておりませんので、特に箱根町の場合、そういう方が多いですので、住所不定というものが相当数ございます。こちらにつきましては、旅館等にお勤めの方は、会社の方にも問合せをさせて頂いているのですが、中々それでも済まないものがございます。それと、町の給水条例の中でも、箱根町のメーターに対して料金を請求させて頂いているのですが、サービス検針として、集合住宅の場合、親メーターは箱根町の物なのですが、個々の私有メーターで請求させて頂いている所がございます。寮等で各部屋のご請求にさせて頂くと、親メーターの所ではお支払い頂いているのですが、個々の所でボロボロとお支払い頂けない所もございます。そういう所が積み重なって、結構な金額となっているものでございます。どのように滞納を解消していくかという事ですが、まずは納期を過ぎてお支払い頂けなかったものに対して督促状を出し、なおかつ、お支払い頂けない方に対しまして、電話催告を行い、それから悪質と思われる所に関しましては、職員等が出向きまして納付のお願いを致します。それでも6カ月以上音沙汰がない、お支払い頂けない場合は停水のお知らせをさせて頂いて、停水処分まで持ち込んだものもございます。住まれているも水を停めさせて頂いた事もございます。それで納付を促して

<p>会 長</p>	<p>いるというのが現状でございます。</p> <p>水道料金に関して 500 万円取れないものがあるという事ですが、執行停止というか、債権を放棄する事はできないのですか。時効は 2 年間ですけれど、その間に決裁を取れば可能なのではないですか。</p>
<p>町</p>	<p>水道料金に関しましては、税金等と違い私債権となりますので執行停止は行えませんので、2 年間待ってから落とすしかないという状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>収納率が 97.75%という事でしたけれども決算書には調定額はでていないですよ。まあ、逆算をすれば大体の数字は出ますけれども。</p>
<p>町</p>	<p>そうですね。決算資料の方は税抜きになりますけれども地区別の収納額は載っております。これは予算に対してという事になりますし、調定額というとはやはり少し違いますので、平成 24 年度最終月の例月出納検査の資料には調定額、収納額が載っておりますので皆さまにお配りいたします。</p> <p>3 月の納付書の発送は 3 月 18 日に行いまして、納期限は 3 月 28 日になります。28 日までに納めて頂ける方が多ければ今回の収納率にあらわれてくるのですが、少しでも遅れる方がいらっしゃいますと、お金が箱根町に入ってくるのが 4 月になってしまいますので、この時点で未収になってしまうものでございます。</p>
<p>会 長 町</p>	<p>その辺については理解しているつもりではいるのですが。</p> <p>前年については東日本大震災の影響でイレギュラーな数字がでておりましたが、平成 24 年度は前年と比べると良い数字が出ているのは確かでございます。ただし、東日本大震災前の数字に戻っているかということ、まだそこまでは戻りきっていないというのが現状でございます。計画停電を実施していた際は電車が停まっているという事がありましたので、箱根に来る方が少なかったのですが、平成 24 年度に入りましてからは、お水を使われている量がだいぶ戻ってきている事は確かでございます。ただ、箱根町の場合、水の使用量が多いのは真夏ではなく、秋口の方が多くなるものでございます。旅館等もその時期が一番のかき入れ時になっているのではないかと推察しているものでございます。</p> <p>では、お手元に配らせて頂きました平成 24 年度最終月の例月出納検査の資料をご覧ください。大変細かい数字で申し訳ございませんが、一番左が調定額で税込みの金額でございます。中ほどにございます収納額は入ってきたお金でございます。それを計算致しまして、収納率として 96%という数字が出ているものでございます。ただし、カレンダーの並びで申し訳ないのですが、昨年度と比べると収納率が多少下がっているものでございますが、この表の欄外にございます【参考】という表をご覧くださいませうか。これは 3 月分が 4 月になって入ってきた口座振替の金額でございます。これを同じ条件で昨年度と比べますと平成 24 年度は 97.75%、平成 23 年度は 96.16%となり、収納率が上がっているものでございます。それから、その上の大きな表の右上が未</p>

<p>会 長</p>	<p>収金になりますが、現年度が 15,227,854 円、過年度が 27,368,006 円、合計で 42,595,860 円となるものでございます。</p> <p>ということは、収納率が上がると供給単価等が上がってくるわけですね。昨年度より供給単価ですと 6 円、給水原価ですと 3 円くらい上がっていますよね。</p>
<p>町</p>	<p>収納率が上がると供給単価が上がるという事は、売上げの 1 m³辺りの単価が上がっているという事になります。年間の有収水量というのは、お金になる水量、1 m³辺りに対して、給水収益ですから収納金額を有収水量で割ったものになりますので、200 円 94 銭となります。昨年度の決算ですと、供給単価が 194 円 98 銭という事で、平成 23 年度は、それほど売上げが上がっていなかったという事になるわけでございます。それから給水原価でございますが、1 m³辺り、どれだけの原価がかかっているかでございます。こちらは、185 円 15 銭という事でございます。経費全体から費用に換算しない材料や不用品売却原価等を除いたものを有収水量で割ったものでございます。ちなみに、昨年度は 182 円 40 銭でございました。</p>
<p>委 員</p>	<p>この表には漏水率というものは出てないと思うのですが、有収水量率 80.9%ですと、単純に約 20%というのが漏水率という事になるのでしょうか。決算書の報告の文章の中で、16 件の漏水修理をしたとあるのですが、これが m³としてはどれくらいで、年間としてどれくらいの金額なのかと。それが単価の方にも反映してくるのではないかと。有収水量率 100%というのは難しいとは思いますが、漏水率というのをどのようにお考えかをお聞きしたい。</p>
<p>町</p>	<p>漏水率としましては算出しておりませんが、有収水量率 80.9%で、その他の約 20%が漏水かと言いますとそればかりではありません。例えば消防で消火活動に使用のお水ですとか、我々が工事の際に管を洗浄するお水ですとか、消防の訓練で使用のお水等は、有収に対して無収ですので、20%の中にはそういうものも含まれ、漏水も無収に含まれます。ですので、20%全てが漏水かというところではありません。</p> <p>平成 24 年度については、16 件漏水修理を行いました。どれくらいの量が漏れていたかというのは、小さい漏水もありますので、1 件あたりどれくらい漏れていたかという事は把握しておりません。ただ、大きな漏水については、遠方監視システムを入れておりますので、各地区、各配水池の配水量を 24 時間体制で監視しております。その配水量が増えると、漏水しているのではないかとというのがわかる仕組みになっております。宅地内で漏れているくらいですと、監視システムに反映してこないのでもわかりませんが、今年度に入りまして、元箱根地区で昨年来から配水量がだいぶ多かったものですから、漏水しているのではないかとという事で調査を進めていたわけなのですが、調査するにあたりましては、職員の方で水道管が入っているルートを確認し、漏水の探知機を使いまして、音調調査をやります。元箱根地区においては、湖畔の園地に水道管が入っているのですが、道路内にも入っているわけで</p>

	<p>す。当時水道管を入れた時と、現在とで園地の形が変わってしまったので、昔は園路だった所が今は植込みの中になってしまっている状況にありまして、音調による探知ができないような、正確にあたらぬような状態が発生しておりました。それで最終的には断水を部分的にかけまして、調査をしたのですが、今年の7月20日過ぎに最終的に区域が絞られてきましたので、怪しいところに断水をかけましたら、換算しますと、日量で約500t漏れておりました。元箱根の湖畔の所でした。その水はどこにいったのか、表面には一切、出てはいませんでした。その水がどこにいつてしまっていたのかというと、芦ノ湖の方へ浸透していたのではないかと。そういうものが発見できました。それくらいの量になりますと、遠方監視システムの方で、配水量がでますので、把握できるのですが、家庭や道路に染みってくるようなものと、量的には反映してこないの、実際どれくらい漏れていたかというのは把握しておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>16 ページですが、建設工事の概要という事で載っておりますけれど、当初予算の際の一般建設改良事業計画の説明の際、遠方監視装置更新詳細設計委託が載っていたのですが、執行状況には載っているのですが、決算書では、どこに載っているのでしょうか。</p>
<p>町</p>	<p>建設工事の概要という事で、委託として事業は執行したのですが、この表は工事の概要という事ですので、委託は載せていないわけです。委託としては、遠方監視装置更新詳細設計委託として執行しております。</p>
<p>委員 町</p>	<p>工事と委託とで分けているわけですか。 一般建設改良工事の事業としては工事と委託がありますが、今回16 ページの方には工事の部分だけを記載しております。</p>
<p>委員 町</p>	<p>では、この遠方監視装置更新詳細設計委託というのは、委託料の方に載っているという事でよろしいのですね。 そのとおりです。</p>
<p>委員 町</p>	<p>執行状況の所で、葛原浄水場急速ろ過池制御装置更新工事というのがあるのですが、これは予算には載っていなかったと思うのですが、これは急遽執行したという事でしょうか。</p>
<p>町</p>	<p>葛原浄水場は急速ろ過設備を持っている浄水場になりまして、その急速ろ過池には8つの池があるのですが、そのろ過池に洗浄をかけます。その洗浄に指令を出す制御盤の方が壊れてしまいました。そのためろ過ができないような状態になってしまいました。それでメーカーに見てもらった所、制御装置が壊れているという事で、これでは安心な水が送れなくなってしまいますので、一般建設改良事業の執行残の方で急遽執行させて頂いたものでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>18 ページのですね、動力費の所なのですが、平成24年度が2,800万円、平成23年度が2,200万円と400万円上がっているわけですが、モーターとかポンプとかの機器ですね、これを動かす電気代がかなり上がっているのではないかと推測されるわけですが、先行きの話をしますと、これからも電気代が上がっ</p>

町	<p>てくると思うのですが、そうすると先ほどの給水原価等に跳ね返ってくるわけですね。電気料金を東京電力と折衝の仕方を箱根町としてどのように考えてられるのか、答えられる範囲でお願いしたいのですが。</p> <p>まず電気料金の仕組みですが、基本的な料金と使った金額でいくらというのが上乘せになってきます。今までもそうなのですが、今年になって上がっているというのは、単価が基本的なものとして燃料調整費というものがあるわけですね。燃料調整費というのは、具体的に言うと、石油、原油、それとあと、東京電力の原発の事故以来、原油よりも天然ガスを利用すると、これの単価が値上がりしておりますので、東京電力の電気料金が値上がりしてくるというような実態になります。あともう1つ、基本の部分というのがあるので、基本料金の部分というのは、例えばAポンプ場があったとしまして、これが100kwの契約をしたとします。今、50kw以上の契約の場合ですと、デマンド契約と申しまして、最大需要電力、1年間のうち最大使った電力をもって、基本料金とするようなきまりがございます。という事は、考え方によっては最大需要電力を下げると基本料金が下がるわけですね。そうすると、年間何十万円、何百万円のお金を浮かす事が出来る仕組みとなります。それと、これは少し専門的な事になるのですが、基本料金を最大15%下げるという力率割引という制度がございます。おそらく普通の人は知らないのではないかと思います。力率というか、効率良くすると下げるという方法はございますので、それを利用する方法が1番、デマンドと申して、最大電力を下げると力率を100%にすると、これが最大のデマンド効果のある方法です。</p>
委員	<p>その力率というのは東京電力の方が、そういう風にやってもらえば15%割引しますというような事ですよ。燃料サーチャージも東京電力の理由ですよ。全て東京電力の理由なんですけど、東京電力と交渉する場合、「はい、そうですか」というように全部単価がありますよね。東京電力とは個別契約になっているわけですよ。私も誤解していたのですが、基本的に包括契約みたいな感じですよ。料金が上がるならやむを得ないというのが私の気持ちだったわけですが、ところが法的には個別契約で、きちんと対応というか、交渉をしていいという事なのです。代表的な事としては、東京都庁で東京電力とやり合いましたよね。それで都庁の電気料金を下げたわけですね。でも個別にやると非常に力が弱くなるものですよ。</p>
町	<p>箱根町の方も東京電力と交渉する時に、結果として、当時の総務課、現在の総務防災課が窓口となって東京電力と交渉致しました。それで、最終的には町長と東京電力の話し合いがあったと聞いております。経緯は私も存じませんが、結果として東京電力に協力をしましょうという話になったと聞いております。</p>
委員	<p>やはり私ども一人一人が、交渉するというか、理由をはっきり聞くと。後はですね、東京電力の方もある面ではリストラをやられていると聞いておりますので、人件費がどれくらい下がって</p>

	<p>る等ですね、どういう省力化をされているとか、交渉のたびに確認をしていくのが必要ではなかろうかと。燃料サーチャージの話もありましたけど、基本的には重油というのは、1 バレル 100 ドル以上になりましたよね。それが、どんどん上がっていく。それは全部、火力発電であれば電気料金に跳ね返りますので、それをそのまま箱根町に持っていくと当然上がるわけですね。</p>
町	<p>委員さんが仰いますとおりですね、箱根町は中々苦しいのですけれど、東京とか横浜では民間の電力会社を引き込むことによって、それを糸口に東京電力と駆け引きと言いますか・・・</p>
委員	<p>駆け引きというよりも当り前の事を当り前に聞くという事を、ある意味では交渉だと思えますので。けして荒立てるという事ではないのですが、インターネットで見ていると、東日本大震災の時に計画停電で、かなり観光客が減少したわけですね。私どもホテルですと宿泊が 90%くらい落ちました。それが 2 ヶ月くらい続いたわけですね。それで水道事業の給水の収入の方に年間 3,000 万円くらい落ちたというようなコメントがでていました。という事は 3,000 万円の損害賠償、それで旅館協同組合では、損害賠償請求をやっております。箱根町の方でも数十万円程は損害賠償を頂いていると、その数十万円が妥当なのかと、そこですよ。</p>
町	<p>通常、東京電力が停電しますと、停電割引というものがございまして、大体、1~2 ヶ月くらい先の電気料金の中から停電した分だけ割引されて請求されてくるという仕組みになっています。それについてはお金を頂きました。箱根町の水道に関しては、東京電力の原発の影響による明らかなもの、例えば放射能の測定ですとか、ろ過池の砂の中に付着してしまったものを除去するための費用等については東京電力に請求し、お金を頂きました。営業的な損益を、これをどのように計算するかというような事もあるのですが、正直なところ東京電力に明確な請求はしておりません。下水道では国交省で、東京電力との間に交渉がありました。その際は営業の面についての説明会がありまして、その時の委員さんも同じような事を言われていました。結果として、東京電力側は認めませんでした。</p>
委員	<p>中々それは認めないですよ。認めたら全てを認めなければいけない。東日本大震災後の計画停電と原発の処理なんていうのは、かなり人為的な問題がございまして、そのあたりをどういう風に話を持っていくかというのが、ある意味話し合いですよ。</p>
委員	<p>15 ページ (4) の職員に関する事項ですが、事務職の方は昨年度に比べて 1 名減ですね。箱根町も人員的な事を頑張ってらっしゃるのかなという感じなのですが、技術職の方は 1 名増えているというのはどういう事なのでしょう。</p>
町	<p>これは人事異動の影響になるわけですが、具体的に申しますと、平成 23 年度につきましては、副課長が事務担当だったので、平成 24 年度は副課長が技術担当の職員でございましたので、技術職員が 1 名増えたような風になっております。</p>

委員	<p>わかりました。それに伴いまして、18 ページで人件費という項目があるのですが、平成 23 年度の支出額に対して、平成 24 年度の支出額が 457 万円増えているのですが、これはどういう事でしょうか。</p>
町	<p>平成 23 年度につきましては、事務担当の職員が育児休業を取得している職員でございましたが、平成 24 年度からはフルタイム勤務の職員になりましたので、その分の差額でございます。</p>
委員	<p>平成 23 年度の人件費が低かったという事で、平成 24 年度が適正な金額という事ですね。</p>
町 会 長	<p>そのとおりです。 11 ページの貸借対照表 負債の部 未払金の 6,652 万円。この内容を教えて頂きたいのと、58 本の企業債がありますが、そういう中で毎年借りて、返していくという繰り返しなので、大きくは減らないような形でできていますけれど、前にお聞きした際、5 年間の事業計画がありましたよね。その計画からいくと、これから工事は増えるのか減るのか、その辺の事を教えて頂ければと思います。企業債が中々減らないで、約 19 億円ありますね。</p>
町	<p>未払金の方からご説明させていただきます。6,652 万円の内訳でございますが、ほとんどが工事関係の未払金でございます。5 月初めには全て支払いは終了しております。内容的には、工期が 3 月中旬以降のものが主なものでございます。送配水管整備事業費、水道統合整備事業費などの工事費のほとんどが翌年度に支払いをしておりますので、未払いという形になっております。6,652 万円の中に 1 件、消費税の支払いがありますが、6 月には支払いが終了しております。金額的には約 300 万円になります。それから、企業債の関係でございますが、前年度と比べますと、若干、減となっております。これは貸借対照表の借入資本金 資本金 (2) 借入資本金がありますが、この金額が企業債の未償還金額でございます。昨年度の決算書ですと、1,980,563,852 円ですので、57,701,046 円減となっているものでございます。今後の企業債の予定と致しましては、工事関係をこれからどのような形ですすめていくか、工事の内容は工務係長から説明をいたします。</p>
町	<p>工事の関係ですが、平成 19 年度に上水道の基本計画というものを策定致しまして、平成 23 年度に大平台第 2 配水池に紫外線照射設備を設置するために、浄水方法の変更という事で、変更認可を致しました。平成 32 年までの建設工事の事業計画をたてているのですが、一般建設改良事業においては、大きいものでは、大平台第 2 配水池と小涌谷第 2 配水池に紫外線照射設備を入れる計画でおります。これにつきましては、平成 27 年度から 28 年度にかけて整備を予定しております。それと、もう 1 つ大きなものとしましては、先ほど漏水の件でお話をさせて頂いたのですが、遠方監視装置システム、これにつきましては、今の設備を導入してから 25 年経過しておりますので、更新を計画しております。それも大きな事業になります。送配水管整備事業としましては、老朽管の更新工事という事で、今は職員数も関係あるのですが、年間 500 メートル程度、約 7,500 万円、その程度を目標に順次す</p>

	<p>すめていく計画であります。水道統合整備事業では、塔之澤が未給水区域で、平成 11 年度から整備をしているのですが、今のところの予定では、平成 32 年にはすべて給水できる形のを計画しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、まだまだ大きい事業が控えているという事ですね。先ほどの未払金は、発注が遅れたのですか。それとも工事が遅れたのですか。</p>
<p>町</p>	<p>宮ノ下地内配水管改良工事を 1 つの例に取りますと、国道 1 号線の工事だったのですが、箱根の場合、観光地という事がありますので、観光シーズンができないのが 1 点と、県の道路管理者の方から、箱根駅伝の開催前までに工事を施工しても構わないが、箱根駅伝前までには本復旧まで終わらせないと許可を出す事はできないという指導がありました。そうしますと、入札執行は 11 月には行いまして、契約は済んでいるのですが、工事が始まるのが 1 月、箱根駅伝が終了してからとなりますと、夜間工事となりましたので、昼間の工事より進捗状況はよくありません。ですので、3 月 15 日までの工期を設定させていただきますと、工事完成が 3 月 10 日から 15 日、それから 2 週間以内に竣工検査、それから支払い事務になりますので、実際に支払うのは 4 月になってからになってしまいます。普通の工事につきましては前倒しでやっていくのですが、昨年度については、たまたま宮ノ下地内配水管改良工事と大平台第 2 配水池耐震補強工事の工期が 3 月いっぱいでありましたので、それが大きな未払金として出てしまったものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。ご質問、ご意見が無いようですので、次に、「その他」について、町側よりお願いします。</p>
<p>町 委 員</p>	<p>町側からは特にありません。 私は宮城野に勤めているのですが、町水ではなく、県水になるわけですけれども、宮城野に神奈川県企業庁箱根水道営業所がありまして、その企業庁が業務を民間に委託をするという話を聞いたのですが、給水を受ける我々にどのような影響があるのか、わかる範囲でお願いしたいのですが。</p>
<p>町</p>	<p>包括委託の概要としては、県企業庁では民間企業が海外の水ビジネスに参加できるよう支援する神奈川方式による水ビジネスの確立を目指しておりまして、その取り組みの 1 つとして、箱根地区水道事業包括委託というものを実施します。この委託は箱根地区における水道事業を民間企業に包括的に委託することによって、水道事業のノウハウを習得し、事業展開できるように支援していくというものです。水道の部門は中々、民間が参入できない部分だったのですが、そういうところを積極的に支援しようという、全国的にも例のない動きでございます。包括委託の内容についてですが、県営水道では、これまでも業務の委託化をすすめ、箱根水道営業所でも水道メーターの検針、未納水道料金の徴収業務、浄水場の維持管理等を民間企業にすでに委託しておりましたが、お客様の相談窓口、給水工事の審査、工事の発注等は企</p>

	<p>業庁の職員がやっておりました。包括委託とは、これまで個別に委託してきた業務に加えて業務全体を民間企業に委託すると、今まで委託をしていたものプラスαで委託の範囲を広めて、民間を支援していくような形に変更になります。ただ、今後とも企業庁が実施していかなければならない業務も残っておりまして、企業庁が事業計画の策定ですとか、委託業務の指導監督、そういったものについては、従来どおり企業庁の職員が残ってやっていき、他の委託業務についても、いきなり委託となりますとすぐに切り替えはできないので、研修期間をおいて、職員が残ったりしながら、引き継いでいき、皆さまに迷惑が掛からないようにしていくとの事です。包括委託の対象区域は、今企業庁が管轄区域にしております、仙石原・宮城野・強羅・木賀・元箱根の一部のエリアです。今後のスケジュールですが、包括委託をするために民間業者に実施方針や業務要求水準書を提示して、質問を受付けて、回答したり、ヒアリングをしたりして参りました。8月以降は、業者の参加受付等を経て、提案書を受付け、10月頃に選定業者が決まる予定です。そして来年度に入りましてから、地元の皆さまへの周知・広報をしていく予定との事です。また、包括委託後のサービスについては、従来どおり、県営水道が責任を持って、安全で安心にご利用頂けるサービスを提供するという事。この包括委託を理由に水道料金の値上げはありませんとの事です。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、ご質問、ご意見ございますか。それでは、鳥居部長さん何かございますか。 (鳥居環境整備部長あいさつ)</p>
<p>会 長</p>	<p>ご質問、ご意見が無いようですので、それでは、本日予定いたしておりました議題の審議を終了いたします。 会議の運営に対します、委員皆様のご協力に、深く感謝申しあげまして、閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。 なお、次の協議会の開催は、2月末頃を予定しておりますので、ご承知置きくださいますようお願いいたします。</p>